

佐倉市さくらんぼ園指定管理者募集要項

佐倉市さくらんぼ園の指定管理者について、「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」に定めるところにより、募集します。

なお、本募集要項は、募集における手続き等を中心に記載したものであり、施設や業務等の詳細については、別紙1「業務基準書」等に記載しています。

令和4年6月

佐 倉 市

目 次

I 施設の概要	6
I-1 施設の目的・沿革	
I-2 指定管理者制度導入のねらい（指定管理者に期待すること）	
I-3 施設所管課（問い合わせ先）	
II 申請の資格	7
II-1 申請資格	
II-2 制限事項	
III 管理経費に関する事項	8
III-1 指定期間	
III-2 管理経費	
III-3 委託料（予算上限想定額）	
III-4 委託料の支払い	
III-5 利用者負担金等	
III-6 区分会計	
IV スケジュール	10
IV-1 スケジュール（予定）	
V 申請の方法	11
V-1 募集要項配布	
V-2 施設見学会（説明会）	
V-3 質問書受付・回答	
V-4 申請書類等受付	
V-5 申請に関する注意事項	
VI 審査及び選定	14
VI-1 審査の基準	
VI-2 佐倉市指定管理者審査委員会	
VI-3 審査の方法	

VI-4 指定管理者候補者の選定

Ⅶ 協定	16
-------------------	-----------

Ⅶ-1 協定内容

Ⅷ 指定の取消し等	17
------------------------	-----------

Ⅷ-1 指定の取消し及び管理業務の停止

Ⅸ その他	17
--------------------	-----------

Ⅸ-1 新型コロナウイルス感染症の流行状況による施設運営業務の変更について

添付書類等

別 紙

- 別紙1 「業務基準書」
- 別紙2 「個人情報取扱特記事項」
- 別紙3 「管理範囲図」
- 別紙4 「設備・備品一覧」
- 別紙5 「リスク分担表」
- 別紙6 「広報活動ガイドライン」
- 別紙7 「指定管理者審査基準」

資 料

- 資料1 「従来の管理運営の状況」(令和元～令和3年度)
- 資料2 「利用実績」(令和元～令和3年度)
- 資料3 「収支決算書」(令和元～令和3年度)
- 資料4 「標準協定書」
- 資料5 「佐倉市指定管理者モニタリング実施要領」

様 式

- 様式0-① 「申請書類等一覧」
- 様式1-① 「佐倉市公の施設指定管理者指定申請書」(規則様式第1号)
- 様式1-② 「誓約書」
- 様式1-⑤ 「団体概要書」
- 様式1-⑥ 「指定管理者からの暴力団排除に関する照会書」
- 様式2-① 「事業計画書」
- 様式4-① 「独自事業計画書(総括表)」
- 様式4-② 「独自事業計画書(個票)」
- 様式5-① 「収支計画書」
- 様式6-① 「資格等取得状況」
- 様式6-② 「人員配置・雇用計画等」
- 様式6-③ 「一部業務委託(再委託)計画」
- 様式7-① 「決算書要約」
- 様式9-① 「指定管理者募集に係る質問書」

関連法令等

関係法令等1 「地方自治法」(抄)

関係法令等2 「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」

(以下「指定手続条例」という。)

関係法令等3 「佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」

(以下「指定手続規則」という。)

関係法令等4 「佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例」

関係法令等5 「佐倉市さくらんぼ園の管理及び運営に関する規則」

関係法令等6 「佐倉市情報公開条例」(抄)

関係法令等7 「佐倉市個人情報保護条例」(抄)

I 施設の概要

I-1 施設の目的・沿革

佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）は、「佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例」により、在宅の障害児に対する指導及び訓練を通じて、社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的に設置された施設です。

また、平成20年4月から住民サービスの向上と管理運営コストの削減を目的として、指定管理者制度を導入しています。

【参照】

関係法令等4「佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例」（以下「設置管理条例」という。）

関係法令等5「佐倉市さくらんぼ園の管理及び運営に関する規則」（以下「管理運営規則」という。）

I-2 指定管理者制度導入のねらい（指定管理者に期待すること）

平成20年4月から専門的なサービスの提供による住民サービスの向上と管理運営コストの削減を目的として、指定管理者制度を導入して現在3期目となります。導入当初は、定員から見る利用率は約60%でしたが、現在は約96%となり、安定かつ利用者のニーズに沿った運営が行われております。

今後も当施設は地域の障害児やその家族への相談、障害児を養育する家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」としての運営を期待しております。

I-3 施設所管課（問い合わせ先）

(1) 名称	佐倉市 福祉部 障害福祉課 施策推進班
(2) 住所	〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地（社会福祉センター1階）
(3) 電話	043-484-4164
(4) ファクシミリ	043-484-1742
(5) 電子メール	shogai Fukushi@city.sakura.lg.jp

※公募に関して必要な伝達事項等がある場合は、佐倉市ホームページ（<http://www.city.sakura.lg.jp/>）
→「事業者のかたへ」→「指定管理者制度」で随時ご案内しますので、ご確認をお願いします。

Ⅱ 申請の資格

Ⅱ－１ 申請資格

児童福祉法に規定する児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定するものをいう。）を申請日時点で1年以上運営した実績が必要となります。また、保育所等訪問支援（同条第6項に規定するもの）、障害児相談支援（同条第7項に規定するもの）のいずれかを申請日時点で1年以上ある法人とします。

指定期間中は、市内の他の事業所や関係機関等と連携、協力し地域福祉の増進に努め、本施設を安全かつ円滑に管理運営することを求めます。

なお、申請に当たっては、様式1－②「誓約書」を提出していただき、誓約の内容に違反があった場合、失格とします。

Ⅱ－２ 制限事項

地方自治法の規定により、個人は、申請することができません。

また、次に該当する団体は、申請することができません。

なお、（8）に該当するか否かについて、警察署へ照会するため、様式1－⑥「指定管理者からの暴力団排除に関する照会書」を提出していただきます。

- （1）市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- （2）当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体
- （3）本市又は他の地方公共団体から複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けた場合であって、当該複数の団体の責めに帰すべき事由により当該指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないときに、その構成員であった団体
- （4）当該団体の役員のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ①公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ないもの
 - ③指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- （5）破産手續開始の決定を受けた法人
- （6）本市における一般競争入札への参加を制限されている団体
- （7）法人税、消費税及び地方消費税、法人市県民税、固定資産税を滞納している団体
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関係が認められる団体

Ⅲ 管理経費に関する事項

Ⅲ-1 指定期間

指定期間は、以下のとおりとします。

指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
-------------	------------------------------------

Ⅲ-2 管理経費

本施設の管理経費は、次の収入をもって充てることとします。

- ① 児童福祉法に規定する障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費(法定代理受領によるもの)
- ② 設置管理規則第5条に規定する利用者負担金

【特記事項】

- ・ 障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費は、令和6年度に報酬改定が予定されています。
- ・ 障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費のうち、処遇改善加算については職員の賃金改善に充当してください。

Ⅲ-3 委託料（予算上限想定額）

指定期間において、現在市が想定している委託料（予算上限想定額）は、次のとおりとします。

市の想定額を下回る提案を行った申請団体が指定管理者となった場合は、その提案額をもって市が支払う委託料の額とします。

なお、指定管理者の管理責任において生じた委託料の不足等に対し、市からの補填等の措置は行いません。

委託料 （予算上限想定額）	30,595,000円 [1年あたり6,119,000円]
--------------------------	--------------------------------------

- 【参照】 資料1 「従来の管理運営の状況」（令和元～令和3年度）
 資料2 「利用実績」（令和元～令和3年度）
 資料3 「収支決算書」（令和元～令和3年度）

消費税及び地方消費税について

本施設の業務は第二種社会福祉事業に該当するため、市が指定管理者に支払う委託料について消費税及び地方消費税は非課税となります。

なお、市が想定している委託料（予算上限想定額）において、業務に伴う物件費等に係る消費税及び地方消費税は現行税率で積算しています。今後の税率変更については、現在のところ実施時期が未定のため、委託料の提案の際は、現在の税率にて提案するものとします。また、実施時期が確定後、

別紙5「リスク分担表」に基づき、別途協議するものとします。

Ⅲ－4 委託料の支払い

委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとします。支払時期や方法は、協定により定めます。なお、現在指定管理者制度を導入している施設では、7月、10月、1月、4月の年4回を支払時期としています。

Ⅲ－5 利用者負担金等

（1）利用者負担金等の設定

本施設の利用者負担金及びその他利用者に対して支払を求めることができる金銭は、指定管理者の収入とします。

なお、障害児通所給付費については、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号）別表第1注1の規定に基づき、公立減算対象（所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定）となりますのでご注意ください。

Ⅲ－6 区分会計

本施設の管理業務に関する資金の収支については、団体の他の会計と区分して経理し、独立した帳簿により管理してください。

また、団体本体とは独立した預金口座により管理するものとしてください。

IV スケジュール

IV-1 スケジュール（予定）

項目	期間	参照
(1) 募集要項配布	令和4年6月6日（月） ～8月5日（金）	V-1 募集要項配布
(2) 施設見学会（説明会）	令和4年6月30日（木）	V-2 施設見学会（説明会）
(3) 質問書受付・回答	[受付] 令和4年7月1日（金） ～7月11日（月） [回答] 令和4年7月18日（月）	V-3 質問書受付・回答
(4) 申請書類等受付期限	令和4年8月5日（金）	V-4 申請書類等受付
(5) 書類審査	令和4年9月中旬	VI-3 審査の方法
(6) 個別ヒアリング等の通知	令和4年9月下旬	VI-3 審査の方法
(7) 個別ヒアリング等	令和4年10月上旬	VI-3 審査の方法
(8) 審査結果の公表	令和4年10月下旬	VI-3 審査の方法
(9) 指定管理者候補者の 選定結果通知	令和4年10月下旬～11月上旬	VI-4 候補者の選定
(10) 指定管理者の指定	令和4年12月下旬	VI-4 候補者の選定
(11) 指定管理者との協定締結	令和5年1月～3月	VII-1 協定内容
(12) 事務引継ぎ	令和5年1月～3月	
(13) 業務開始	令和5年4月1日	

V 申請の方法

V-1 募集要項配布

募集要項は、以下の期間・方法により入手できます。

(1) 配布期間	令和4年6月6日(月)～8月5日(金)
(2) 配布方法	①佐倉市ホームページにて配布します。 ②佐倉市役所 社会福祉センター1階 障害福祉課窓口(佐倉市海隣寺町97番地)にて配布します(平日午前8時30分～午後5時15分)。

V-2 施設見学会(説明会)

以下のとおり施設見学会(説明会)を行います。

(1) 日時	令和4年6月30日(木) 午前11時00分～(午前11時30分終了予定)
(2) 集合場所	本施設
(3) 費用	参加(入場) 無料
(4) 申込み	令和4年6月23日(木) 午後5時15分までに、電話等で、下記へお申し込みください。申し込みのない団体は参加できません。 佐倉市役所 福祉部 障害福祉課 施策推進班 電話 043-484-4164 ファクシミリ 043-484-1742 電子メール shogaifukushi@city.sakura.lg.jp
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当日は、受付にて御名刺をご提出ください。 ・出席は、1団体につき最大で2名までとします。 ・新型コロナウイルス感染症感染防止のため、必ずマスク着用でご参加ください。 ・発熱その他風邪様の症状がある方は参加しないでください。 ・当日は検温及び手指消毒にご協力ください。 ・接触履歴追跡のため、当日、参加者の氏名、連絡先等の記入をお願いします。

V-3 質問書受付・回答

本件に関する質疑応答は、文書によって行うものとします。

軽易な問い合わせを除き、電話・口頭等によるご質問にはお答えできません。

(1) 方法	様式9-①「指定管理者募集に係る質問書」にご記入の上、「I-3 問い合わせ」先宛てに持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送により送付してください。
(2) 提出期間	令和4年7月1日(金)～7月11日(月) 午後5時15分(※必着)

(3) 回 答	令和4年7月18日(月)午後5時15分までに、当該団体宛て文書等により回答します。
----------------	---

※質問書及び回答の内容は、類似内容を集約の上、団体名を伏せて、佐倉市ホームページに掲載します。ただし、競争性や提案の独自性により、公表することが当該団体の不利益になると思われる事項については、掲載しない場合があります。

V-4 申請書類等受付

申請にあたっては、以下のとおり申請書類等を提出してください。

(1) 提出書類	<p>様式0-①「申請書類等一覧」に掲げる書類等について、必要事項を記入又は作成し、次により提出してください。</p> <p>①原則として、A4用紙縦向き(横書)、文字の大きさは、10.5～12ポイントを基本とします。</p> <p>②「申請書類等一覧」において、種別「様式」は、市が配布する定型様式により、種別「書類」は、任意様式により提出します。</p> <p>③「申請書類等一覧」の順に、ファイル等に適宜綴り(糊づけ製本はしないこと)、正本1部・写し9部を提出します。</p> <p>④ファイル等に綴られた書類の順に、通しページ番号を記入します。</p> <p>⑤ファイル等の表紙及び背表紙には、本施設名及び申請団体名を記載してください。</p> <p>⑥種類ごとに仕切り紙を挟み、インデックスタブを付けてください。</p>
(2) 受付期限	令和4年8月5日(金)午後5時15分まで(※必着)
(3) 提出方法	<p>次のいずれかによるものとします。</p> <p>①郵送 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 福祉部 障害福祉課</p> <p>②申請受付窓口へ持参 佐倉市役所 社会福祉センター1階 障害福祉課窓口 (受付:平日午前8時30分～午後5時15分)</p> <p>※窓口受付の場合は、書類確認及び形式審査を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。</p>

※申請受付窓口では、書類確認及び形式審査(必要事項の有無等)を除き、申請内容に係る審査については、一切行いません。

※申請受理後は、市から指示したものを除き、申請書類等の訂正、追加又は再提出等は、一切認められません。

V-5 申請に関する注意事項

- (1) 申請団体及びその関係者が、佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員、本市職員その他関係者に対し、本件について接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となります。
- (2) 申請に要する経費等は、全額を申請者の負担とします。
- (3) 申請団体名は、公表されます。
- (4) 申請書類等は、返却できません。また、提出された申請書類等の内容の変更又は書類の追加は、できません。
- (5) 申請書類等の提出後に、団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び定款、寄附行為その他これらに準ずるものに変更があったときは、変更したことを証する書類を提出してください。
- (6) 申請書類等に対し、佐倉市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき原則として開示します。その他、市は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を公表できるものとします。
- (7) 申請書類等の著作権は作成団体に帰属します。ただし、市は必要に応じ、申請書類の全部又は一部を使用又は複製できるものとします。
- (8) 市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。
- (9) 市が必要と認める場合、「Ⅱ-2 制限事項」に該当するか否かについて、関係機関に照会を行う場合があります。
- (10) 上記の事項について、申請団体は、申請をもって同意したものと見なします。

VI 審査及び選定

VI-1 審査の基準

指定管理者候補者の選定に係る審査にあたっては、審査委員会により、別紙7「指定管理者審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、行います。

VI-2 佐倉市指定管理者審査委員会

指定管理者候補者の選定に係る審査について、市長の諮問に応じて調査及び審議を行う附属機関です。現在の委員構成は、学識経験者（3人）、市民公募委員（2人）の計5人となっています。

なお、審査委員会は、必要があると認めるときは、指定に係る公の施設の管理運営について専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

VI-3 審査の方法

指定管理者候補者の選定に係る審査にあたっては、指定手続条例第15条の規定により審査委員会が行う調査及び審議として、以下のとおり書類審査を行い、必要に応じて、個別ヒアリング又は公開プレゼンテーション（以下「個別ヒアリング等」という。）を行います。

審査の経過については、佐倉市ホームページでお知らせします。

なお、評価にあたっては、申請書類等の内容により判断される書類審査が基本となります。個別ヒアリング等は、書類審査を補完するためのものという位置付けになります。

（1）書類審査

申請書類等について、審査委員会委員により、審査基準に基づく書類審査を行います。

（2）個別ヒアリング等

必要に応じて、申請内容等に関して、申請団体を団体ごとに集めた個別ヒアリング又は申請団体を一堂に会した公開プレゼンテーションを以下のとおり行います。

実施する場合、詳細は申請団体に別途通知します。

①公開

公開で行います。申請団体名及び申請内容等について、傍聴者に明らかにされますので、ご了承ください。ただし、申請団体は、他の申請団体の個別ヒアリングを傍聴できません。

②実施日

実施日は、令和4年10月上旬頃を予定しています。

③注意点

個別ヒアリング等は、書類審査を補完するために実施するものであり、実施しない場合もあります。また、実施する場合も、必ずしも全ての申請団体が対象となるものではありません。

(3) 審査結果の公表

審査の経過及び結果は、審査委員会から市長宛てに答申するものとし、答申の内容は、佐倉市ホームページ及び市役所1号館2階市政資料室において公表します。

なお、審査結果にかかわらず、申請団体名は、公表されます。

VI-4 指定管理者候補者の選定

指定手続条例第5条の規定に基づき、市長は指定手続条例に定める選定基準に照らし、審査委員会による審査結果と併せた総合的な判断のもと、最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 選定結果通知

選定結果は、全ての申請者へ文書により通知するとともに、佐倉市ホームページ及び市役所1号館2階市政資料室において公表します（10月下旬～11月上旬を予定）。

【選定基準】（指定手続条例第5条）

- ①事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準

(2) 指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会（11月定例会を予定）の議決を経て、指定管理者を指定します。指定された団体には、文書により通知します。

なお、指定の議案が可決されなかった場合、指定管理者の候補者が負担した申請に要する経費等に対する市からの補填等の措置は行いません。

Ⅶ 協 定

Ⅶ－１ 協定内容

指定手続条例第 8 条の規定により、指定管理者の指定を受けた団体は、公の施設の管理に関する協定を市と締結します。

協定の締結にあたっては、申請書類等に記載された提案内容を基に市と細目協議を行った上、指定手続規則第 6 条の規定により、次に掲げる事項を定めます。

なお、標準的な協定書の例としては、資料 4 「標準協定書」を参照してください。

（１）事業計画に関する事項

申請書類等に記載された提案内容を踏まえた事業計画書の作成及び提出等に関する事項です。

（２）利用者負担金に関する事項

利用者負担金の收受、額の設定及び取扱い等に関する事項です。

（３）管理経費の額及び支払方法に関する事項

指定期間において市が指定管理者に支払うべき管理費用の額とその支払方法等に関する事項です。

（４）事業報告に関する事項

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書の作成及び提出等に関する事項です。

（５）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

指定手続条例第 11 条に規定する指定の取消し及び業務の停止と、これに伴う委託料の返還や違約金等に関する事項です。

（６）個人情報の保護に関する事項

管理業務にあたって知り得た個人情報の安全性を確保するため、佐倉市個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の適正管理のために指定管理者が講ずべき措置等に関する事項です。

（７）施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

管理業務の遂行に伴い取得した物品の取扱い及び管理物件の範囲等に関する事項です。

（８）その他市長が必要と認める事項

実施体制、情報公開、行政手続、危険の分担、指定期間の終了に伴う処置、債務不履行時の取扱い等及びその他協定を締結しておくべき必要がある事項です。

Ⅷ 指定の取消し等

Ⅷ-1 指定の取消し及び管理業務の停止

指定手続条例第 11 条の規定により、次に該当する場合は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

なお、この場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

- (1) 本施設の管理の適正を期するために市が指定管理者に対して行う指示に従わないとき
 - (2) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるとき
- その他、指定の取消し及び管理業務の停止に伴う委託料の返還や違約金に関する事項等については、協定により定めます。

Ⅸ その他

Ⅸ-1 新型コロナウイルス感染症の流行状況による施設運營業務の変更について

令和 4 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況について、現時点では見通しが不透明であり、今後の流行の拡大によっては施設の開所日数・時間や利用方法等の前提条件、及び指定管理者の実施する業務等について変更を余儀なくされる場合が想定されます。

しかし、今回の指定管理者の募集及び審査は、別紙 1 「業務基準書」等に記載する業務が指定期間を通じて実施可能とする想定（新型コロナウイルス感染症の影響がない想定）で行いますので、申請においても実施可能の前提で事業計画を立案してください。

ただし、今後の状況の変化により、施設の業務内容について変更を行う必要が生じることが予想されます。その場合は、原則として別紙 5 「リスク分担表」に基づき市と指定管理者の費用負担について協議を行うものとします。協定書や業務基準書等の変更、委託料の再積算等の必要がある場合も、市と指定管理者で協議を行い決定するものとします。